

2019 ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTOチャレンジシリーズ 特別規則書

公 示

本競技会は、財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)公認のもとに、国際スポーツ憲章・競技規則に基づいたMFJ国内競技規則ならびに本競技会大会規則に基づいて開催される。

第1章 開催に関する事項

第1条 競技会の名称

2019 ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTOチャレンジシリーズ

第2条 開催場所

スポーツランドSUGO 西コース

第3条 主催者

主催者:SUGOスポーツクラブ

所在地:〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1

連絡先:TEL 0224-83-3116 FAX 0224-83-5545

第4条 開催日程・種目・参加申込期間・参加料

◆ モタードクラス

シリーズ	日程	申込期間	種目			
			M1	M2	M3	M4
第1戦	5/12	4月12日～5月2日	●	●	●	●
第2戦	6/16	5月16日～6月6日	●	●	●	●
第3戦	10/13	9月13日～10月3日	●	●	●	●
参加料			1,0500円			

◆ ミニバイククラス

シリーズ	日程	申込期間	種目						
			KIDS 70	HRC GROM Cup	SP12	SP50	M12	OPEN-MINI	ST150
第1戦	5/12	4月12日～5月2日	●	●	●	●	●	●	●
第2戦	6/16	5月16日～6月2日	●	●	●	●	●	●	●
第3戦	10/13	9月13日～10月3日	●	●	●	●	●	●	●
第4戦	11/17	10月17日～11月7日	●	●	※耐久				●
参加料			7,400円						

※耐久レースは別途ご案内いたします。

◆ キッズクラス

シリーズ	日程	申込期間	種目			
			KIDSEXPERT	KIDS	KIDSレタル	74DAIJIRO
第1戦	5/12	4月12日～5月2日	●	●	●	●
第2戦	6/16	5月16日～6月6日	●	●	●	●
第3戦	10/13	9月13日～10月3日	●	●	●	●
第4戦	11/17	10月17日～11月7日	※耐久		●	●
参加料			6,400円	12,000円	4,900円	

※耐久レースは別途ご案内いたします。

第5条 参加資格・ライセンス

- 1) レース参加にあたり、その危険性および補償の限度について、家族(既婚者はその配偶者、未婚者は親権者または親族)の了解を得ていること。
- 2) 満18歳未満の者は、上記に加え、保護者同伴が必要。
- 3) 満20歳未満の者は、保護者の直筆承諾署名および実印による捺印が必要。
- 4) 当該年度有効な下記MFJライセンスの所持者。
- 5) MFJエンジョイライセンス
 - ① 運転免許証(原付以上)をお持ちの方はMFJに申請後、ライセンスを取得できます。
 - ② 運転免許証のない方は、講習会を受講していただきMFJに申請後、ライセンスを取得できます。

※ ライセンス発行には3週間ほどお時間をいただきます。レース参加までにご用意ください。
- 6) その他、出場可能な競技ライセンス。(MFJロードレース・MFJスーパーモトライセンス所持者)
- 7) ピットクルーは最低1名以上の登録しなければならない。
MFJピットクルーライセンスを所持していないとグリッド及びピットエリアでの作業及び立入りができない。
(ピットクルーライセンスの取得を推奨する)

第6条 参加申込方法

参加申し込みは下記のいずれかの手法にて手続きをする事。

①Webエントリー <http://www.sportsland-sugo.jp>(パソコン用)

必要事項を漏れなく記入し登録してください。(カード決済またはコンビニ決済)

②持ち込み

所定の参加申込書に必要事項を漏れなく記入し、参加料プラス事務手数料1000円を添えて大会事務局へ直接申し込みすることとします。

③現金書留

所定の参加申込書に必要事項を漏れなく記入し、参加料プラス事務手数料1000円を同封して現金書留にて、

オーガナイザー宛に郵送することとします。

第7条 エントリーの受理と拒否

- 1) 主催者は理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、且つその行為を持って最終の決定とする。
この場合エントリーフィーは全額返還される。
- 2) エントリーを受理したのものには参加受理書を発行する。参加受理書の発行後、参加を取りやめたものに対しては、いかなる理由であってもエントリーフィーは返還しない。
- 3) 大会が取り止めになった場合、また参加申請が拒否された場合のみ参加料が返却される。
(申込者が必要な手続きを怠った場合は、返却されない。)

第8条 クレデンシャルカード

- 1) 参加申し込みが正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ピットクルーなどのクレデンシャルカードが主催者より送付される。
- 2) 各エントラントは、クレデンシャルカードを必ず入場時から確認できる場所に装着しなければならない。
(各ゲート等で提示できない者は入場を認めない。)
- 3) クレデンシャルカードの不正を行った場合、当該ライダーに罰則が科せられる。

第9条 選手受付

- 1) 受付の時間及び場所は公式通知に示す。
- 2) 選手受付時には本人または参加者が下記のことを提示もしくは提出しなければならない。
 - ・参加受理書
 - ・当該年度MFJライセンス(ライダー、ピットクルー)
 - ・車両仕様書
 - ・ライダー誓約書(兼 計測装置誓約書)
 - ・親権者誓約書(20歳未満の場合)
 - ・その他主催者が指定したもの

第10条 ライダーの装備

- 1) スーパーモト
「2019 MFJ国内競技規則 付則25 スーパーモト競技規則 6 ライダーの装備」(P353) に準ずる。
- 2) ミニバイク、KIDS、74DAIJIRO
レーシングスーツ
皮革もしくは、皮革と同等の素材(MFJの許可を得たもの)によるMFJ公認レーシングスーツでなければならない。
レーシングスーツ「左胸前部内側」または「胸部前部下前立て」に、氏名をカタカナおよび血液型をアルファベットで明記しなければならない。
ヘルメット
ヘルメットは、MFJ公認のロードレース用フルフェイスとする。(公認用品は、MFJのサイトにて公示)
ヘルメットリムバーの着用の義務
ヘルメットリムバーとは、転倒時に迅速にヘルメットを脱がしてレスキューを行う目的のもので、装着を義務付ける。
いずれも、著しく損傷・劣化しているものは使用不可とする。
脊髄プロテクションの装着の義務
脊髄プロテクションは、レーシングスーツに内蔵されているもの、別体式に関わらず、装着を義務付ける。
グローブ及びブーツ
突起物などがなく手首及びくるぶしが完全に覆われた皮革製又は同等の強度のあるものとする。
チェストガード
胸部を保護するプロテクション(チェストガード)の装着を強く推奨する。

第11条 ライダーおよび車両の変更

- エントリーされたライダーの変更は認められない。
- 原則として参加受理後の車両変更は認めない。但し、車両破損など止むを得ない理由があると認められた場合のみ選手受付時に行う。その場合の車両変更手数料は5,000円とし、申請書を添付して大会事務局に提出すること。

第12条 参加者の遵守事項

- 1) 競技参加者は、次の事項を守らなければならない。
競技会中は、MFJ国内競技規則に従って行動し、すべての行動に対して責任を持たなければならない。
- 2) 国内競技規則および競技管理上のあらゆる規定および競技役員の指示に従い、かつレース以外では交通規則を守らなければならない。
- 3) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、下品な言葉や言動は厳に慎まなければならない。
- 4) 競技に関する業務についている者およびライダーは、アルコール類あるいは薬品(興奮剤、麻薬)によって精神状態をつくるってはならない。
- 5) 競技会に参加することが認められた者が出場しない場合(競技現場での不参加を含む)は、正当な理由をもって、その旨主催者に通告しなければならない。この通知を怠るか、または欠場の理由が正当でない場合、主催者は速やかにMFJ中央スポーツ委員会に報告し、ペナルティを求めることができる。
- 6) ライダーまたはエントラントが集団で競技または予選を欠場した場合、または、そのような働きかけをした場合、主催者は速やかに国内規律裁定委員会MFJ中央審査委員会に報告し、ペナルティを求めることができる。
- 7) 必要以上にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離し、または外につき出したりするような危険な姿勢をとってはならない。
- 8) 他のライダーの走行を妨害するような走り方をしてはならない。
- 9) 競技中(公式練習も含む)は、他人の迷惑、または危険を伴うような行為をしてはならない。
- 10) 車両は、それ自体が持つ動力およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり、加速したりしてはならない。
- 11) 他の者の援助を一切受けてはならない。
- 12) 競技中の車両には、いかなる者も同乗させてはならない。
- 13) ライダーはコース(オン・オフ・エリアを含む)にある間は、MFJが公認したヘルメットを装着しなければならない。
- 14) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し医師団長もしくは指定医師による診断を受けさせ、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。

第2章 競技に関する事項

第13条 参加車両規定

1) 各カテゴリーにおいての参加車両ならびに排気量は次の通りとする。

カテゴリー	参加車両/排気量	ゼッケン色
74DAIJIRO	デルタエンタープライズの車両規定に準ずる	
KIDSノーマル	KIDS用のモトクロスコンペ～50ccまでの車両 (PW50・QR50・XR50・CRF50・DR-Z50・TTR50)	指定なし
KIDS 70	KIDS用のモトクロスコンペ～70cc以下で10インチまでの車両 (DR-Z70) ライダー装具装着時の総重量60kg以上	
KIDS EXPERT	2st-50cc以下 12インチ ホイールのものに限る。	
M12	4st-100cc以下 ※吸・排気系の変更・改造は不可。	
SP12	2st-50cc以下 12インチ ホイールのものに限る。 4st-100cc以下	
SP50	50cc未満17インチホイールものに限る。	
ST150	4ストローク排気量120cc～150cc以下 (YZF-R15・CBR150/YZF-R125・CBR125R・アプリリアRS4・KTM125DUKE)	指定なし
HRC GROM Cup	http://www.honda.co.jp/HRC/event/hrcgromcup/	
OPEN-MINI	2ストローク排気量85cc未満 ホイール18インチ以下の車両ベンチュリー径18φ以下 4ストローク排気量150cc未満 ホイール18インチ以下の車両ベンチュリー径22φ以下	
カテゴリー	参加車両/排気量	ゼッケン色
M-1	4st 290cc～ / 2st 175cc～ ※上限無し	
M-2	4st 175cc～250cc / 2st 100cc～125cc	
M-3	一般市販車 4st 231cc～250cc レーサー(MX・ED) 4st 85cc～150cc / 2st 51cc～85cc	指定なし
M-4	排気量制限無し	

※金 銀 銅色などは使用できない。
 ※3ケタのゼッケンは、認められない。
 ※ゼッケン及び地色は蛍光色は禁止とする。

- 3) 各クラス、参加台数により混走になる場合があります。
 4) その他明記していない事項はMFJ国内競技規則に準じますので、必ず確認ください。

第14条 燃料規定

- 燃料はMFJ国内競技規則に基づき規制され、施設内給油所にて発行される指定のガソリン購入証明書ならびに車両仕様書を提出しなければならない。(最低5ℓ以上の購入証明書/KIDSおよび74DAIJIROクラスは最低3ℓ以上)
- ガソリン購入証明書の提出期限は、公式車検終了までとする。
- サーキット内において供給される燃料が指定される。
- 供給時間は公式通知にて公示する。
- 消防法に合致した金属製携行缶を用いて購入すること。
- 価格は相場により随時変動する。

性状表	名称	ENEOSヴァーゴガソリン
	鉛含有量	0.001(一)g/L(オレンジ)
	オクタン価	99.6(ROM)
	密度	0.7504 (15℃、g/cm3)

第15条 車両検査(公式車検)

- 参加車両の公式車両検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、所定の車両検査区域で行う。
- ライダーは車両、車両仕様書(車両1台につき1枚)と共に指定時間までに所定の場所に提示物を持参し、集合しなければならない。その際、アンダーカウルを外した形で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。
- 公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判定された車両は出場が拒否される。
- ライダーが競技中に着用するものとして、車両検査の際、車検委員によって点検を受ける物は次の通りである。
 ・ヘルメット ・ヘルメットリムーバー ・レーシングスーツ ・ブーツ ・グローブ
 ※ 車検時と異なる車両、装備(ヘルメット、ブーツ、グローブ、レーシングスーツ)を競技に使用した場合、罰則が科せられる。(失格等を含む)

第16条 自動計測装置(トランスポンダー)の取付義務

- 主催者が自動計測装置を用意している場合には、公式車検時までに出場車両にこの装置を取り付けなければならない。取付を拒否した場合、当該車両及びライダーは出走を認められない。
- 計測装置の配付は、選手受付時に行う。返却については各レース終了後1時間以内とする。
 取り付け方法及び箇所について
 トランスポンダーホルダーは指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。
 ※取付位置、方法により、タイム計測が出来ない場合があるので注意すること。(地上60cm以下での取付を推奨する)

第17条 プリーフィング

プリーフィングが行われる場合は、ライダー本人が必ず出席しなければならない。出欠が取られ、出席なき場合は罰則が科される場合がある。時間ならびに場所等は公式通知に示す。

第18条 ピットロード

- ピットロードの走行はピットアウトを行うライダーより、ピットインしてきたライダーが優先される。
- ピットロードの速度は徐行とする。

第19条 公式予選

- 1) 公式予選タイムアタック10分間予定。KIDSクラス10周(ショートコース含む)決勝12周。
- 2) 予選最多台数40台決勝35台
- 3) 混走レース選抜方法
 - ① 各クラスの決勝出場台数は参加申込時の参加台数比率により決定する。
 - ② 公式予選は各クラス毎の順位に基づき決勝出場者を決定する。
 - ③ 公式予選開始時は、コースインゲートを通り、コースインしなければならない。
 - ④ 公式予選終了後(チェッカー後)のコースアウトは車検場脇よりパドックに出なければならない。
 - ⑤ パドック内は、手押しでの移動とする。

第20条 ウェイティングならびにリタイヤ(耐久レースは別途記載)

- 1) ウェイティングの方法については、MFJ国内競技規則に基づく。
- 2) ウェイティングの資格を有する者は、決勝レース出場嘆願書を提出したライダーの中で、総合予選結果での上位3名までとする。
- 3) ウェイティングの嘆願書提出は、公式予選結果発表後30分以内に大会事務局で行うこと。
※30分以内にリタイヤがない場合の出走は不可となる。
- 4) 予選通過者で決勝レースに出場できない者は、必ずリタイヤ届を提出すること。
- 5) ウェイティングライダーの出走の可否は、審査委員会による正式グリッド表にて発表する。

第21条 出走嘆願書

- 1) 出走嘆願書とは、何らかの理由により決勝グリッドを得られなかった場合に提出するものである。あくまでも申請であり、提出することによって出走が約束されるのではない。
- 2) 出走嘆願書の提出期限は、ウェイティングと同様とする。
- 3) 予選に出走していないライダーの出走嘆願書は受け付けられない。
- 4) 出走の可否は、審査委員会による正式グリッド表にて発表する。

第22条 決勝スタート前チェック

- 1) 決勝スタート前チェックの時間は公式通知に示される。
- 2) スタート前チェックを済ませたあと、マシンをその場所から移動させてはならない。
- 3) 何らかの理由によりタイムスケジュールが遅延した場合でも、新たに大会事務局より時間が設定された場合を除き、スタート前チェックは定められた時間に行う。
- 4) サイティングラップ
 - ① サイティングラップ開始3分後にピットロード出口は閉鎖される。それ以降にグリッドにつく場合は、オフィシャルの指示に従って直接自分のグリッドに押して行くこと。
 - ② サイティングラップ後のグリッド上での給油と、グリッド・ピットでの余熱以外のタイヤウォーマー使用は禁止とする。

第23条 ウォーミングアップラップのスタート方法

- 1) 1分前にエンジンをスタート。
- 2) スタートオフィシャルの振動するグリーンフラッグの指示でライダーはスタートし1周する。

第24条 スタート方法

- 1) スターティンググリッドのポールポジションは、進行方向左側の最前列とし、配列は「3-3-3…」以下同様とする。
- 2) 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。(耐久レースは除く。)
- 3) スタート合図はシグナルもしくは日章旗によって行われる。
- 4) スタート進行については、MFJ国内競技規則による。但し、天候を含む大会開催状況により省略・変更される場合がある。
(省略変更の際は公式通知・ライダーズブリーフィング・場内放送等で案内される)
- 5) スタート進行の詳細は公式通知またはライダーズブリーフィングにて知らされる。

第25条 公式シグナル

- 1) ライダーは提示される公式シグナルを確認する義務があり、走行中競技役員が公式シグナルを示した場合、各ライダーは直ちにそれに従わなければならない。公式シグナルの無視に対しては重大な罰則が科される場合があるので速やかに指示に従うこと。
- 2) シグナルは、「2019 MFJ国内競技規則 付則4 ロードレース競技規則 4 公式シグナル」(P90) に準ずる。
- 3) ライトによるシグナル
旗の代わりにライトを使用する場合がある

第26条 競技・走行中の注意事項

- 1) ショートカットをする場合には一旦停止し、オフィシャルの指示に従いコースに復帰する事。
- 2) ショートカット後の逆走についてはペナルティーの対象となる。
- 3) 当該ライダーが有利となるショートカットが発生した場合
予選中 ⇒ 当該ラップタイムの抹消
決勝中 ⇒ STOP&GOペナルティー
最終ラップ等STOP&GOペナルティーを与えられない場合 ⇒ レース結果に30秒のタイム加算とする。
- 4) ブラックフラッグおよびオレンジボール旗は、フラッグタワーと確認のしやすいポストで提示される。
- 5) ジャンプスタートによるペナルティーは「STOP」の文字とゼッケンナンバーを記入したペナルティーボードがコントロールライン付近で提示される。ピットインし、オフィシャルの指示に従いペナルティーエリアにてストップ&ゴーペナルティーが科せられる。
- 6) 3回目の提示を受けた周にピットインせず、ペナルティーを実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
- 7) 黒旗と黒字に白文字のサインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。
- 8) オレンジボール旗(黒字地にオレンジの円の旗)と同時に提示されたゼッケンナンバーのライダーに対して、そのライダーのマシンがそのライダーもしくは他のライダーに危険を及ぼすような問題に見舞われており、早急にコース上から退去しなければならない事を知らせるものである。
- 9) 競技中シグナルフラッグに従わなかった場合は競技監督の判断により、失格を含むレース結果に対してのペナルティーを科す事とする。
- 10) ウォーミングアップラップ開始3分前以降のサインエリアへの入場は決勝レーススタート後、全車が1コーナーを過ぎてからとする。
- 11) プラグチョップは、危険防止及び大会運営を円滑にするため、スポーツ走行を含み禁止とする。

第27条 レースの一時停止

- 1) やむを得ない事情により、レースの続行が危険と判断された場合、競技監督は大会審査委員会の指示または同意を得て走行中の全競技車両をただちにレースを中断させることができる。
- 2) レース中断の指示は、コントロールタワー前フラッグタワーおよび各ポストで赤旗を掲示、またはシグナルによる赤色灯によって合図される。
- 3) ライダーは、ただちに減速し、ピットに戻らなくてはならない。

第28条 赤旗中断されたレースの再スタート

- 1) 危険な状態が解消した場合、MFJロードレース競技規則に従い、競技監督は大会審査委員会の同意を得てレースを再開することができる。
- 2) スタートから2周以下の場合、当該レースは無効とされ、再レースが行われる。
- 3) スタートから3周以上2/3以下の場合の再スタートは、ヒート方式が用いられる。
- 4) レースの最終結果は、複数のレースの周回数を合算し、最大数の周回のライダーが優勝者となる。周回数が同数の場合、最終レースの結果が優先される。

第29条 レースの終了

- 1) 各クラスに定められた周回を終了した時点でトップ車両に対してチェッカーフラッグが振られる。
- 2) 各レースの終了は、チェッカーフラッグによりトップ車両がゴールインしたのち、2分を経過した時とする。
- 3) 天候やその他の理由により、周回数を短縮してレースを終了する場合がある。
- 4) 順位の決定は、チェッカー優先とする。
- 5) チェッカー後は全車車検場脇よりコースアウトする。

第30条 レース結果および記録の発表

- 1) レース終了後、暫定結果の発表を行う。
- 2) レース正式結果は、暫定結果発表後遅くとも3時間以内に発表される。
- 3) 参加者・ライダーは発表されたレース正式結果に対して抗議することはできない。

第31条 車両保管および最終車両検査

- 1) 原則として1～6位の車両は、レース終了後から正式決勝結果発表まで保管される。
- 2) 保管車両は必要に応じ分解検査を行う場合がある。分解検査を行う場合は、その当該車両のライダーもしくは登録されたピットクルーが速やかに分解しなければならない。
- 3) 出場者は車両保管解除と同時に保管車両を速やかに引き取らなければならない。
- 4) 車両保管解除発表後、保管車両の責任は一切負わない。

第32条 暫定表彰式および表彰式

- 1) 各レース終了後、仮表彰台にて入賞ライダーに対し暫定表彰式を行う。
- 2) 天候その他の理由で全競技終了後の仮表彰式を行う場合がある。

第33条 入賞及び賞典

- 1) 賞典の制限は、決勝レースで完走した者に限る。
- 2) エントリー台数により賞典を決定し、公示等により発表する。

第34条 抗議について

- 1) 抗議の申し立てはライダーおよびエンラント代表者のみが抗議申し立てができる。
- 2) 抗議を申し立てる場合は、暫定結果発表後30分以内に抗議書に必要事項を記入し提出する。
- 3) 抗議に対する裁定は大会審査委員会が下したものが最終決定となる。審査委員会が下した裁定に関する抗議は一切認められない。
- 4) 抗議保証料は1項目につき10,000円。又ガソリンおよびタイヤに関する抗議保証料は100,000円とする。抗議が成立した場合のみ抗議保証料が返還される。
- 5) 特定のライダーに対する抗議は、抗議保証料の他に抗議者が検査費用を負担し、検査の結果違反が立証された場合には返却される。尚その場合は違反者が検査料を負担すること。

第35条 医療施設の利用義務

- 1) 負傷したライダーは、必ずSUGOメディカルセンター内で診断を受け事故報告書の記入が義務付けられる。
※診断記録が無いとMFJスポーツ安全保険の適用から除外される場合がある。
- 2) SUGOサーキットの応需病院
財団法人大泉記念病院
宮城県白石市福岡深谷字一本松5-1 TEL 0224-22-2111

第36条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- ① 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく参加者、ライダー、ピット要員を選択あるいは参加を拒否することができる。
- ② チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラムや結果表への記載の拒否、または変更を命じることができる。
- ③ 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- ④ 競技番号の指定、あるいはピットの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定する事ができる。
- ⑤ やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの登録または変更について許可することができる。
- ⑥ すべての参加者、ライダー、ピット要員の肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可できる。
- ⑦ 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

第37条 大会役員責任

参加者、ライダー及びピット要員は大会役員が一切の損害賠償の責任を免ぜられている事を知っていなければならない。すなわち、大会役員は職務に最善を尽くす事は勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、ピット要員、及び競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のない事をいう。

第38条 本規則の解釈

本規則及び本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑議がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第39条 公式通知の発行

- 1) 本規則に記載されていない競技運営に関する実施細則、タイムスケジュール及び参加者への指示事項は公式通知によって示す。
- 2) 公式通知は申込締切後に発表され、通達は下記の通りとする。
 - ① 開催日の前日までに参加者に送付される。
 - ② 開催期間中に各インフォメーションボードに提示される。※特別スポーツ走行の走行時間及び走行料金は公式通知に示す。

第40条 本規則の施行

本規則は本競技会に適用されるもので、各大会の参加申込受付開始と同時に有効となる。尚、本規則に記載されていない事項についてはMFJ国内競技規則書に準拠するものとする。
その他、競技規則については、変更の場合も有り得ますのでご了承ください。

第3章 施設使用について

第41条 ランド内の注意事項

- 1) 入園前の待機場所について
待機場所は正面ゲート外仙台側、P3(Mパーク)とし、路上待機は一切禁止致します。
- 2) 入園および退園について
各競技会の公式通知にて開門・閉門時間を含め掲載します。
- 3) ランド内での厳守事項
ランド内の周遊道路は一般のお客様、ランドカーおよび周遊バス、業務車両が通っております。従って、人身事故、接触事故、物損事故などを防ぐため競技車両での走行は一切認めません。また、入園後の個人車両での園内移動は極力ご遠慮いただきますようお願い致します。
- 4) 定められた通路以外の走行は一切認めません。また、ランド内での車両走行は十分に注意し、走行すること。

第42条 パドック内の注意事項

- 1) トランスポーターはパドック指定区域内に駐車すること。なお、パドック内での走行は充分徐行すること。
- 2) パドック内に無断で車両を駐車して帰らないこと。なお、盗難事故が発生しても主催者(施設)は一切の責任を負わないものとする。
- 3) パドック使用時に出るゴミ、廃液等は使用者が責任を持って処理し、ゴミは分別して処分すること。
粗大ゴミ等(カウル、マフラー、タイヤなど)は必ず参加者が持ち帰ること。
また、廃油入れには、ガソリン・クーラントは入れないこと。
処理できない品の置き去りについては不法投棄となり処罰される。

集積所に置ける物	紙類、ビニール類、カンビンペットボトル、廃油、砂利、小さな金属片(車両スクラップ等は不可)
持ち帰って頂く物	タイヤフレーム、その他家電製品など、エンジン、バッテリー、その他部品
- 4) パドック内を使用した後は、必ず清掃して帰ること。
- 5) 喫煙は所定の場所にて行うこと。自動販売機前喫煙所をご利用ください。
- 6) パドック内での車両移動は極力ご遠慮いただきますようお願い致します。
(キックボード、自転車、一輪車、ローラーブレードなど)

第4章 総合車両規定

第43条 ST150車両規定

全ての車両は「MFJ国内競技規則技術仕様」に適合していなければならない。
また、ST125クラスはST150に準ずる。

第43条 OPEN-MINI車両規定

市販、運輸省認定車両であること。排気量は生産時の排気量を保たなければならない。

- 2ストローク:排気量85cc未満/ホイール18インチ以下の車両
- 4ストローク:排気量150cc未満/ホイール18インチ以下の車両

仕様

改造限度の範囲内で改造は自由となり、キャブレター本体等のアフターパーツの使用は認められるが、キャブレター本体のベンチュリー口径を、2stは18φ相当まで4stは22φ相当までと制限する。
この制限を満たす為には金属製の板状で、板厚3mm程度以上のものを挟み込む方法、またはリストラクター・スリーブを使用する方法とし、ベンチュリー部分の加工は禁止する。
吸気方式がフューエルインジェクション車両での参加は認めない。

タイヤ

自車のスピードレンジ合ったタイヤを使用すること。

第44条 SP12車両規定

SP12クラスに適用される。SP50クラスタイヤサイズ17インチ他SP12クラスに準ずる。

出場車両

市販、運輸省認定車両2st-50cc以下、4st-100cc以下12インチホイールものに限る。

総合仕様

全ての車両は「2019 MFJ国内競技規則 付則14 ミニバイクの仕様」に適合していなければならない。

但し、下記に示す項目を除き改造、変更は自由とする。

エンジン系

- 1) シリンダー、ピストン、ピストンリング、ピストンピン、ピストンピンスナップリングは、純正部品のスタンダードを使用する事。スパークプラグの変更は可、但し、ショートプラグ等の取り付けの際にシリンダーヘッドにブラケットなどを取り付けなくてはならないものは不可。
- 2) プラグキャップは変更可。プラグコード及びイグニッションコイルの変更および改造はできない。
- 3) エアークリーナーエレメントの取り外し、エアークリーナーボックスの変更及び取り外しは可。又、エアーフアンネル等の取り付けは可。但し、エアーフアンネルはキャブレター本体を無加工で取り付けられるものに限る。
- 4) リードバルブ本体、リードマニホールドは純正部品を使用。一切の改造、変更を禁止する。インテークチャンバーの取り外しとそれに伴う後処理は可。また、取り外し後の処理はメクラ蓋等で確実にを行うこと。ボックスを取り付けていても、キャブレターからガソリンキャッチタンクにブリーザーホースを導くこと。
- 5) 潤滑方法は、混合でも構わない。また、その際オイルクランク及びオイルポンプの取り外しは可。
- 6) キャブレターのジェット類、スロットルバルブ、ニードルの変更は可。
- 7) キックペダル、及びキックシャフト、ギアの取り外しは可。
- 8) リミッターカット、及びCDIユニットの改造、変更は可。
- 9) ラジエーターリザーバータンクの変更は可。但し、リザーバータンク(容量100cc以上)を必ず取り付けること。
- 10) 発電機系取り外しは可。点火系の改造は不可。
- 11) マフラーの改造、変更は可。但し、消音効果のあるサイレンサーを装着しなければならない。尚、サイレンサーは後輪最後端の垂線より後ろに突出してはならない。
- 12) サイレンサーはステーにより、フレームと固定しなければならない。
- 13) クラッチプレート、フリクションディスクは当該車両の純正部品を使用すること。クラッチスプリング、クラッチディスク、クラッチボスの改造、変更及びクラッチプレート、フリクションディスクの数量の変更は可。
但し、クラッチプレート、フリクションディスクの数量は当該車両のメーカー出荷時を下回ってはならない。
- 14) パーツの互換性を認めるが、同一型式の物に限る。

車体・フレーム・サスペンション

- 1) フレームの改造、変更、補強は、ハンドルストッパー修正、及び不必要なステーのカットを除き一切不可。
(強度不足を招く等は不可)
- 2) フロントフェンダー、リアフェンダーの変更、改造は可。リアは取外し可。フロントフェンダーに関してはフルカウル装着車のみ取り外し可。
- 3) ステアリングダンパー、スタビライザー(フロント)の取り付けは可。
- 4) ブレーキホース、ブレーキパット、ブレーキシューの変更は可。
- 5) ステップペダル、ステップホルダー、リンクの改造、変更は可。但し、ペダル先端部は安全上、丸められていなければならない。
(ステップを取り付ける為のフレーム加工は不可)
- 6) スピードメーター、タコメーター及びそれらに付随するメーターワイヤー、メーターギア等の取り外しは可。また水温計などの車両の性能に直接関係のない計器類の増設は、取り付けのしっかりしている物に限り可。
- 7) ブレーキレバー、クラッチレバー及びレバーホルダーの変更は可。
- 8) クラッチワイヤーの変更は可。
- 9) ハイスピードスロットルの取り付けは可。
- 10) オイルキャッチタンクの取り付けは、しっかりした物であれば可。
- 11) スプロケットチェーンの変更は可。(チェーンサイズを含む)
- 12) バッテリー、ワイヤーハーネスの改造、変更は可。
- 13) 車両安全性においてワイヤーロック、キャッチタンクは装着すること。
- 14) クランクケースカバー(R. L)の改造、変更は不可。ドライブスプロケット部分は切り取らないこと。
- 15) ハンドルバー及びトップブリッジの改造、変更を認める。
- 16) ステアリングステムベアリングの変更を認める。
- 17) フロントサスペンションの変更は不可。但し、エア加圧の為のバルブの取り付けスプリングの変更及びイニシャルアジャスターの取り付け、インナーパーツ(スプリング、シートパイプ等)の改造、変更、スタビライザーでの補強は可。
ダストシールの変更、取り外しは可。
- 18) リアサスペンションの変更、交換は可。また、補助ステーを使用する場合は十分な強度を保つこと。
但し、スイングアーム、フレーム側を無加工で取り付けられるものに限る。
- 19) ホイールアッセンブリーの変更は不可。スピードメーターケーブル駆動用のギア、ダストシールの取り外しは可。
ホイールカラーの変更は可とするが、その場合、材質によってはアクスルシャフトの締めすぎによりカラーの破損につながる場合もあるので、安全上十分注意すること。
- 20) ガソリンタンク本体の改造、変更は不可。フューエルコック、給油口の改造、変更は可。樹脂製などのカバーの装着は可。
- 21) アルミ、チタン製のボルト、ナットの使用は不可。但し、ブレーキのバンジョー、バンジョーボルト、クラッチケースカバーボルトは除く。
- 22) チェーンガードは必ず装着すること。
- 23) 過給器の使用は禁止される。
ラム圧はエアダクトからの空気圧(走行風)のみ認められる。それ以外の過給装置による圧力は認めない。
- 24) 前記の補強に関する解釈の統一。
修復を目的とする再溶接は可。但し、他の材質を用いて強度不足を補う事を補強とみなす。
- 25) ステーターAssy付属純正配線自体の変更は不可とする。ただし、不要な配線のカットは認める。
エンジンケースカバー内におけるアーシング配線は不可とする。ただし純正アース線のアースは認める。

第45条 M12クラス車両規定

市販、運輸省認定車両2st-50cc以下、4st-100cc以下の12インチホイールのものに限る。
車両規定は、SP12クラスによるが、吸・排気系の変更・改造は不可。

ただし、破損修理の為に復元のみ認められる。

第46条 スーパーモト車両規定

全ての車両は「2019 MFJ国内競技規則 付則26 スーパーモト技術規則」に適合していなければならない。

第47条 タイヤについて

1) ミニバイク

12インチタイヤの場合は、競技専用オールウェザータイヤを推奨する。
自車のスピードレンジ合ったタイヤを使用すること。
タイヤの幅に関しては、車体に干渉しないほど、支障をきたさない物であれば可。
ホイールの変更は不可。但し、同一モデルで新旧間での純正部品ホイールは変更可。
ミラー、スタンド、保安部品に関しては取り外すこと。

2) スーパーモト ホイールリムサイズならびにタイヤ

カテゴリー	ホイールサイズ	タイヤ
M-1	規定せず	規定せず スリック・レインなど
M-2		
M-3		
M-4	ノーマルホイールのみ可	ブロックタイヤは不可

第48条 最低重量

- 「M12」および「SP12」クラスにおいて最低重量は、完全装備のライダーが乗車した状態で125kgとする。
- 重量は、予選終了時及びレース終了時において、規定重量を満たしている事
- 許容誤差は認めない。
- 最低重量確保を目的とした、車両本体へのバラスト(おもり)搭載を認める。
ただし、カウル類やライダーの装備類へのバラスト搭載は認めない。
バラストの材質は自由であるが、十分な強度を確保した個体であること。
- バラストは、ボルトや金属バンドにより固定すること。それに伴う必要なステーの追加は認める。
- バラスト搭載者はエントリー時、車両検査時に申告し、検査を受けること。その可否は、車検長の最終判断によるものとする。

第49条 74DAIJIRO

- マシンは74DAIJIROのワンメイクとする。
- 販売元で設定されているオプションパーツについては純正部品として使用が認められる。
- 使用タイヤは純正装備のレーシングバトラックスR01、もしくはレーシングバトラックスE90のみとする。
磨耗限度を超えたタイヤの使用及びグルーピング(溝きり、カッティング)は不可。
- エンジン関係、ブレーキ関係へのアルミ、チタン製のボルト、ナット類の変更は安全上のため不可とする。
- 次の部品は調整、補修を目的に変更・改造を認める。
スプロケット、チェーン、クラッチスプリング、キャブレターのメインジェット、ハンドル及びグリップラバー(※1)、ステップ(※2)
(注1) 変更したハンドルは回転角度を左右いづれに切った時にライダーの指がマシンに挟まれないよう安全な間隔を確保する。
(注2) 変更したステップは走行中路面に接触しない高さを確保しその先端は丸めることとする。
* 上記以外の改造・変更は一切認めない。ただし、破損部位の補修などが必要な場合は競技長及び車検長の判断により安全を優先した変更を認める場合がある。
- レースで使用するゼッケンナンバーは黒色ベース白色ゼッケンとし、フロントカウル前面中央に取り付けること。
字体は解りやすく確認が容易なものを使用すること。
- レース前車検で主催者側の判断には、その解釈の全てに対していかなる場合でも参加者は一切の抗議は申し立てられない。
- 装備を含むライダーの総重量が35kg以上の場合は50cc車輛の使用を認める。但し、装備へのウェイトの取り付けは不可。

第50条 シリーズランキング(年間表彰)規定

レースシリーズにおいて次の表のとおり、各クラスの入賞者に1戦ごとにポイントが与えられ、シリーズで得た全ての得点を合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。

シリーズ表彰対象

延参加台数	20台以下	21~25台	26~30台	31~35台	36~40台
対象順位	1位まで	2位まで	3位まで	4位まで	5位まで
延参加台数	41~45台	46~50台	51~55台	56~60台	61台以上
対象順位	6位まで	7位まで	8位まで	9位まで	10位まで

年間ランキングにより上記対象順位ライダーに、シリーズ賞を授与し、表彰を行う。

※本シリーズにて2戦レース成立したクラスに限る。

シリーズ賞典(年間ランキング上位選手への特典)

賞典の授与は各クラスごとに行う。

年間ランキングにより上記表彰対象ライダーに、記念楯とスポーツ走行券(翌年有効)を授与致します。

以上